

# ファーストペンギン通信

第38号  
発行日  
令和5年2月6日(月)  
発行人  
八王子実践中学校  
中学部長 石川教史

令和5年1月30日 (月) 八王子警察署から、交通課の井浦様と警務課の藤田様をお招きして、交通安全教室を実施しました。

令和4年の秋に「自転車安全利用五則」が改訂されました。

自転車を運転する人が、被害者になったり、加害者になったりしないようにこの教室で学んだことを実際の力にしていきたいと考えています。

実際、加害者になって1億円近い賠償金を科された事故が起こっているのです。

まず、この五則を説明する動画を見ました。信号無視で交差点に入った高校生の自転車が車にはねられ、頭から血を流して倒れているそばで、なすすべもなく立ちつくすその友人の場面で始まりました。他人ごとではないとひしひしと感じられました。



教えていただいたことを共有しましょう。

## I 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



自転車は軽車両です。道路の左側を走るのが原則です。

目的地が通りの右側にあるから、右側を走って行くなんて、大変危険な行為です。

例外は写真の標識がある道路と工事などで車道が通れないときです。そんなときでも、歩行者優先です。自転車は車道寄りを徐行しなければなりませんし、ベルを鳴らして歩行者にどいてもらうなんて論外です。

# 新しくなった「自転車安全利用五則」とは —交通安全教室で学びました—

## II 交差点は一時停止を守って、安全確認



信号や交通標識には自動車同様自転車も従わねばなりません。写真の一時停止標識は自動車やバイク用だと思っていませんでしたか。

## III 夜間はライトを点灯

街灯があるので道路が見えるので、ライトをつけなくても大丈夫だと思っていませんか。自動車を運転していると無灯火の自転車には気づきにくいのです。ライトをつけて自分をアピールしましょう。

## IV 飲酒運転は禁止

中学生には関係ないかもしれませんが、「飲んだら乗るな、飲むなら乗るな！自転車も！」です。

## V ヘルメットを着用

自転車事故で死亡した人のなんと77.8% (R3年中の事故) が頭部への損傷でした。令和5年4月からヘルメット着用が全国で努力義務となります。東京は条例で、すでに努力義務になっています。

## 二段階右折

信号機のある交差点を右折する場合、青信号で交差点の向こうまで直進し、右に向きを変えて、前方の信号が青になってから進むようにしましょう。



## その他の禁止事項

- ① 遮断踏切立ち入り
- ② ブレーキ不良自転車運転
- ③ 傘さし運転
- ④ 携帯電話使用運転
- ⑤ イヤホン等使用運転
- ⑥ 16歳未満の人が幼児用座席を設けた自転車に幼児を乗せて走る
- ⑦ 自転車横断帯がある道路で、その横断帯を通行しない

これらの禁止事項をしてしまうと罰金が科されます。しかし、罰則や罰金があるからしないのではなく、自分と他の人の命を大切にするためだということを忘れないようにしましょう。